



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 告示

- 795 和歌山県と海南市との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約 (市町村課) 4
- 796 和歌山県と橋本市との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約 (") 5
- 797 和歌山県と有田市との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約 (") 6
- 798 和歌山県と御坊市との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約 (") 7
- 799 和歌山県と田辺市との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約 (") 9
- 800 和歌山県と新宮市との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約 (") 10
- 801 和歌山県と紀の川市との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約 (") 11
- 802 和歌山県と岩出市との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約 (") 12
- 803 和歌山県と紀美野町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約 (") 13
- 804 和歌山県とかつらぎ町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約 (") 14
- 805 和歌山県と九度山町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約 (") 15
- 806 和歌山県と高野町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約 (") 16
- 807 和歌山県と湯浅町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約 (") 17
- 808 和歌山県と広川町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約 (") 18
- 809 和歌山県と有田川町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約 (") 20
- 810 和歌山県と美浜町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約 (") 21
- 811 和歌山県と日高町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約 (") 22
- 812 和歌山県と由良町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約 (") 23

813 和歌山県と印南町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 24
814 和歌山県とみなべ町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 25
815 和歌山県と日高川町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 26
816 和歌山県と白浜町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 27
817 和歌山県と上富田町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 28
818 和歌山県とすさみ町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 29
819 和歌山県と那智勝浦町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 31
820 和歌山県と太地町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 32
821 和歌山県と古座川町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 33
822 和歌山県と北山村との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 34
823 和歌山県と串本町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 35
824 和歌山県と和歌山県市町村総合事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 36
825 和歌山県と国民健康保険野上厚生病院組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 37
826 和歌山県と那賀児童福祉施設組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 38
827 和歌山県と公立那賀病院経営事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 40
828 和歌山県と那賀広域事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 41
829 和歌山県と那賀衛生環境整備組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 42
830 和歌山県と橋本伊都衛生施設組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 43
831 和歌山県と伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 44
832 和歌山県と有田衛生施設事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 45
833 和歌山県と有田聖苑事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 47
834 和歌山県と御坊市日高川町中学校組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 48

835 和歌山県と御坊市外五ヶ町病院経営事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 49
836 和歌山県と御坊日高老人福祉施設事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 50
837 和歌山県と公立紀南病院組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 51
838 和歌山県と紀南地方老人福祉施設組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 52
839 和歌山県と富田川治水組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 54
840 和歌山県と串本町古座川町衛生施設事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 55
841 和歌山県と大辺路衛生施設組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 56
842 和歌山県と紀南学園事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 57
843 和歌山県と紀南環境衛生施設事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 58
844 和歌山県と東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 59
845 和歌山県と那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 60
846 和歌山県と紀南地方児童福祉施設組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 62
847 和歌山県と新宮周辺広域市町村圏事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 63
848 和歌山県と御坊広域行政事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 64
849 和歌山県と田辺周辺広域市町村圏組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 65
850 和歌山県と上大中清掃施設組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 66
851 和歌山県と海南海草老人福祉施設事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 68
852 和歌山県と有田郡老人福祉施設事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 69
853 和歌山県と那賀消防組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 70
854 和歌山県と那賀休日急患診療所経営事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 71
855 和歌山県と有田周辺広域圏事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 72
856 和歌山県と田辺市周辺衛生施設組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 73

857 和歌山県と伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 75
858 和歌山県と富田川衛生施設組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 76
859 和歌山県と海南海草環境衛生施設組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 77
860 和歌山県と伊都消防組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 78
861 和歌山県と湯浅広川消防組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 79
862 和歌山県と五色台広域施設組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 80
863 和歌山県と日高広域消防事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 81
864 和歌山県と橋本周辺広域市町村圏組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 83
865 和歌山県と和歌山地方税回収機構との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 84
866 和歌山県と和歌山県後期高齢者医療広域連合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 85
867 和歌山県と和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 86
868 和歌山県と紀の海広域施設組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 87
869 和歌山県と紀南環境広域施設組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約	(〃)..... 88

告 示

和歌山県告示第795号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により海南市から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と海南市との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約（委託）

第1条 海南市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 海南市は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務

- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務
(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した海南市の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と海南市長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を海南市長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と海南市長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び海南市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを海南市長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と海南市長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第796号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により橋本市から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と橋本市との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約
(委託)

第1条 橋本市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 橋本市は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務
（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した橋本市の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と橋本市長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を橋本市長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と橋本市長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び橋本市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを橋本市長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と橋本市長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第797号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により有田市から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と有田市との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約
（委託）

第1条 有田市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 有田市は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した有田市の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と有田市長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を有田市長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と有田市長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び有田市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを有田市長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と有田市長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第798号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により御坊市から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と御坊市との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約
(委託)

第1条 御坊市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

(委託事務の範囲)

第2条 御坊市は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した御坊市の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と御坊市長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を御坊市長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と御坊市長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

(連絡会議)

第5条 和歌山県知事及び御坊市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

(条例等の制定及び改廃の場合の措置)

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを御坊市長に通知するものとする。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と御坊市長が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

(決算の処理)

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第799号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により田辺市から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と田辺市との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約（委託）

第1条 田辺市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 田辺市は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した田辺市の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と田辺市長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を田辺市長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と田辺市長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び田辺市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを田辺市長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と田辺市長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第800号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により新宮市から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と新宮市との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約
（委託）

第1条 新宮市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 新宮市は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した新宮市の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と新宮市長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を新宮市長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と新宮市長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び新宮市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを新宮市長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と

新宮市長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第801号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により紀の川市から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と紀の川市との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 紀の川市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 紀の川市は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した紀の川市の負担額を和歌山県に支払うものとする。

- 2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と紀の川市長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を紀の川市長に送付しなければならない。

- 3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と紀の川市長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び紀の川市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを紀の川市長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と紀の川市長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第802号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により岩出市から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と岩出市との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約（委託）

第1条 岩出市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 岩出市は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した岩出市の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と岩出市長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を岩出市長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と岩出市長が協議してその基本的な算出方法を定めるも

のとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び岩出市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを岩出市長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と岩出市長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第803号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により紀美野町から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と紀美野町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 紀美野町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 紀美野町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した紀美野町の負担

額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と紀美野町長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を紀美野町長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と紀美野町長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び紀美野町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを紀美野町長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と紀美野町長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第804号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約によりかつらぎ町から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県とかつらぎ町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 かつらぎ町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 かつらぎ町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定したかつらぎ町の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事とかつらぎ町長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類をかつらぎ町長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事とかつらぎ町長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及びかつらぎ町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いづれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれをかつらぎ町長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事とかつらぎ町長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第805号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により九度山町から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と九度山町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 九度山町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 九度山町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務

- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務
（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した九度山町の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と九度山町長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を九度山町長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と九度山町長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び九度山町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを九度山町長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と九度山町長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第806号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により高野町から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と高野町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約
（委託）

第1条 高野町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 高野町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務
（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した高野町の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と高野町長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を高野町長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と高野町長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び高野町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを高野町長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と高野町長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第807号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により湯浅町から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と湯浅町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約
（委託）

第1条 湯浅町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 湯浅町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した湯浅町の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と湯浅町長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を湯浅町長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と湯浅町長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び湯浅町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを湯浅町長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と湯浅町長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第808号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により広川町から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と広川町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約
(委託)

第1条 広川町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

(委託事務の範囲)

第2条 広川町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した広川町の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と広川町長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を広川町長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と広川町長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

(連絡会議)

第5条 和歌山県知事及び広川町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

(条例等の制定及び改廃の場合の措置)

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを広川町長に通知するものとする。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と広川町長が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

(決算の処理)

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第809号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により有田川町から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と有田川町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 有田川町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 有田川町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した有田川町の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と有田川町長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を有田川町長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と有田川町長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び有田川町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを有田川町長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と有田川町長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第810号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により美浜町から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と美浜町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約（委託）

第1条 美浜町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 美浜町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した美浜町の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と美浜町長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を美浜町長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と美浜町長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び美浜町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを美浜町長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と美浜町長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第811号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により日高町から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と日高町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約（委託）

第1条 日高町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 日高町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した日高町の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と日高町長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を日高町長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と日高町長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び日高町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを日高町長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と日高町長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第812号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により由良町から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と由良町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約（委託）

第1条 由良町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 由良町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した由良町の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と由良町長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を由良町長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と由良町長が協議してその基本的な算出方法を定めるも

のとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び由良町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを由良町長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と由良町長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第813号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により印南町から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と印南町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約
（委託）

第1条 印南町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 印南町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した印南町の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と印南町長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を印南町長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と印南町長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び印南町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを印南町長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と印南町長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第814号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約によりみなべ町から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県とみなべ町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 みなべ町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 みなべ町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定したみなべ町の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事とみなべ町長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類をみなべ町長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事とみなべ町長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及びみなべ町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれをみなべ町長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事とみなべ町長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第815号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により日高川町から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と日高川町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 日高川町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 日高川町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務

- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務
(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した日高川町の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と日高川町長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を日高川町長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と日高川町長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び日高川町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを日高川町長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と日高川町長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第816号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により白浜町から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と白浜町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約
(委託)

第1条 白浜町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 白浜町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務
(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した白浜町の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と白浜町長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を白浜町長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と白浜町長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

(連絡会議)

第5条 和歌山県知事及び白浜町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

(条例等の制定及び改廃の場合の措置)

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを白浜町長に通知するものとする。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と白浜町長が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

(決算の処理)

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第817号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により上富田町から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と上富田町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

(委託)

第1条 上富田町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 上富田町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した上富田町の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と上富田町長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を上富田町長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と上富田町長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び上富田町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを上富田町長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と上富田町長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第818号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約によりすさみ町から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県とすさみ町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 すさみ町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 すさみ町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定したすさみ町の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事とすさみ町長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類をすさみ町長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事とすさみ町長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及びすさみ町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれをすさみ町長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事とすさみ町長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴っ

て生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第819号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により那智勝浦町から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と那智勝浦町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 那智勝浦町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 那智勝浦町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した那智勝浦町の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と那智勝浦町長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を那智勝浦町長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と那智勝浦町長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び那智勝浦町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを那智勝浦町長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と那智勝浦町長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第820号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により太地町から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と太地町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約（委託）

第1条 太地町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 太地町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した太地町の負担額を和歌山県に支払うものとする。

- 2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と太地町長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を太地町長に送付しなければならない。

- 3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と太地町長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び太地町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを太地町長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と太地町長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第821号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により古座川町から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と古座川町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 古座川町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 古座川町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した古座川町の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と古座川町長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を古座川町長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と古座川町長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び古座川町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを古座川町長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と古座川町長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第822号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により北山村から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と北山村との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約（委託）

第1条 北山村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 北山村は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した北山村の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と北山村長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を北山村長に送

付しなければならない。

- 3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と北山村長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び北山村長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを北山村長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と北山村長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第823号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により串本町から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と串本町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約（委託）

第1条 串本町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 串本町は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した串本町の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と串本町長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を串本町長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と串本町長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び串本町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを串本町長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と串本町長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第824号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により和歌山県市町村総合事務組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と和歌山県市町村総合事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 和歌山県市町村総合事務組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 和歌山県市町村総合事務組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務

- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務
(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した和歌山県市町村総合事務組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と和歌山県市町村総合事務組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を和歌山県市町村総合事務組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と和歌山県市町村総合事務組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び和歌山県市町村総合事務組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを和歌山県市町村総合事務組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と和歌山県市町村総合事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第825号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により国民健康保険野上厚生病院組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と国民健康保険野上厚生病院組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 国民健康保険野上厚生病院組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 国民健康保険野上厚生病院組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した国民健康保険野上厚生病院組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と国民健康保険野上厚生病院組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を国民健康保険野上厚生病院組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と国民健康保険野上厚生病院組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び国民健康保険野上厚生病院組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを国民健康保険野上厚生病院組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と国民健康保険野上厚生病院組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第826号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により那賀児童福祉施設組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と那賀児童福祉施設組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 那賀児童福祉施設組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 那賀児童福祉施設組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した那賀児童福祉施設組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と那賀児童福祉施設組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を那賀児童福祉施設組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と那賀児童福祉施設組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び那賀児童福祉施設組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを那賀児童福祉施設組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と那賀児童福祉施設組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴っ

て生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第827号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により公立那賀病院経営事務組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と公立那賀病院経営事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 公立那賀病院経営事務組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 公立那賀病院経営事務組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した公立那賀病院経営事務組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と公立那賀病院経営事務組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を公立那賀病院経営事務組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と公立那賀病院経営事務組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び公立那賀病院経営事務組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを公立那賀病院経営事務組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と公立那賀病院経営事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第828号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により那賀広域事務組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と那賀広域事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 那賀広域事務組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 那賀広域事務組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した那賀広域事務組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と那賀広域事務組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を那賀広域事務組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と那賀広域事務組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び那賀広域事務組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを那賀広域事務組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と那賀広域事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第829号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により那賀衛生環境整備組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と那賀衛生環境整備組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 那賀衛生環境整備組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 那賀衛生環境整備組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した那賀衛生環境整備組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と那賀衛生環境整備組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を那賀衛生環境整備組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と那賀衛生環境整備組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び那賀衛生環境整備組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを那賀衛生環境整備組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と那賀衛生環境整備組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第830号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により橋本伊都衛生施設組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と橋本伊都衛生施設組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 橋本伊都衛生施設組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 橋本伊都衛生施設組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した橋本伊都衛生施設組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と橋本伊都衛生施設組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を橋本伊都衛生施設組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と橋本伊都衛生施設組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び橋本伊都衛生施設組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを橋本伊都衛生施設組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と橋本伊都衛生施設組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第831号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務

- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務
（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第832号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により有田衛生施設事務組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と有田衛生施設事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 有田衛生施設事務組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 有田衛生施設事務組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した有田衛生施設事務組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と有田衛生施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を有田衛生施設事務組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と有田衛生施設事務組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び有田衛生施設事務組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを有田衛生施設事務組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と有田衛生施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第833号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により有田聖苑事務組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と有田聖苑事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 有田聖苑事務組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 有田聖苑事務組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した有田聖苑事務組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と有田聖苑事務組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を有田聖苑事務組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と有田聖苑事務組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び有田聖苑事務組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを有田聖苑事務組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と有田聖苑事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。
（決算の処理）
- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第834号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により御坊市日高川町中学校組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と御坊市日高川町中学校組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 御坊市日高川町中学校組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 御坊市日高川町中学校組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した御坊市日高川町中学校組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と御坊市日高川町中学校組合組合長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を御坊市日高川町中学校組合組合長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と御坊市日高川町中学校組合組合長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び御坊市日高川町中学校組合組合長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを御坊市日高川町中学校組合組合長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と御坊市日高川町中学校組合組合長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第835号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により御坊市外五ヶ町病院経営事務組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と御坊市外五ヶ町病院経営事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 御坊市外五ヶ町病院経営事務組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 御坊市外五ヶ町病院経営事務組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した御坊市外五ヶ町病院経営事務組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と御坊市外五ヶ町病院経営事務組合管理者が協議し

て定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を御坊市外五ヶ町病院経営事務組合管理者に送付しなければならない。

- 3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と御坊市外五ヶ町病院経営事務組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び御坊市外五ヶ町病院経営事務組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを御坊市外五ヶ町病院経営事務組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と御坊市外五ヶ町病院経営事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第836号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により御坊日高老人福祉施設事務組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と御坊日高老人福祉施設事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 御坊日高老人福祉施設事務組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 御坊日高老人福祉施設事務組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務

(8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務
(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した御坊日高老人福祉施設事務組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と御坊日高老人福祉施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を御坊日高老人福祉施設事務組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と御坊日高老人福祉施設事務組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

(連絡会議)

第5条 和歌山県知事及び御坊日高老人福祉施設事務組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

(条例等の制定及び改廃の場合の措置)

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを御坊日高老人福祉施設事務組合管理者に通知するものとする。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と御坊日高老人福祉施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

(決算の処理)

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第837号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により公立紀南病院組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と公立紀南病院組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

(委託)

第1条 公立紀南病院組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

(委託事務の範囲)

第2条 公立紀南病院組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務
(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した公立紀南病院組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と公立紀南病院組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を公立紀南病院組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と公立紀南病院組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び公立紀南病院組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを公立紀南病院組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と公立紀南病院組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第838号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により紀南地方老人福祉施設組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と紀南地方老人福祉施設組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 紀南地方老人福祉施設組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 紀南地方老人福祉施設組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した紀南地方老人福祉施設組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と紀南地方老人福祉施設組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を紀南地方老人福祉施設組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と紀南地方老人福祉施設組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び紀南地方老人福祉施設組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを紀南地方老人福祉施設組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と紀南地方老人福祉施設組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第839号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により富田川治水組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と富田川治水組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 富田川治水組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 富田川治水組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した富田川治水組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と富田川治水組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を富田川治水組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と富田川治水組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び富田川治水組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを富田川治水組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と富田川治水組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。
（決算の処理）
- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第840号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により串本町古座川町衛生施設事務組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と串本町古座川町衛生施設事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 串本町古座川町衛生施設事務組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 串本町古座川町衛生施設事務組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した串本町古座川町衛生施設事務組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と串本町古座川町衛生施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を串本町古座川町衛生施設事務組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と串本町古座川町衛生施設事務組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び串本町古座川町衛生施設事務組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを串本町古座川町衛生施設事務組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と串本町古座川町衛生施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第841号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により大辺路衛生施設組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と大辺路衛生施設組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 大辺路衛生施設組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 大辺路衛生施設組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した大辺路衛生施設組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と大辺路衛生施設組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書

類を大辺路衛生施設組合管理者に送付しなければならない。

- 3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と大辺路衛生施設組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び大辺路衛生施設組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを大辺路衛生施設組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と大辺路衛生施設組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第842号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により紀南学園事務組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と紀南学園事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 紀南学園事務組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 紀南学園事務組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その

他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した紀南学園事務組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と紀南学園事務組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を紀南学園事務組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と紀南学園事務組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び紀南学園事務組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを紀南学園事務組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と紀南学園事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第843号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により紀南環境衛生施設事務組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と紀南環境衛生施設事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 紀南環境衛生施設事務組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 紀南環境衛生施設事務組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務

- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務
(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した紀南環境衛生施設事務組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と紀南環境衛生施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を紀南環境衛生施設事務組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と紀南環境衛生施設事務組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び紀南環境衛生施設事務組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを紀南環境衛生施設事務組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と紀南環境衛生施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第844号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条におい

て準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

- 2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合管理者に送付しなければならない。
- 3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と

那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第846号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により紀南地方児童福祉施設組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と紀南地方児童福祉施設組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

- 第1条 紀南地方児童福祉施設組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

- 第2条 紀南地方児童福祉施設組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

- 第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

- 第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した紀南地方児童福祉施設組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

- 2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と紀南地方児童福祉施設組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を紀南地方児童福祉施設組合管理者に送付しなければならない。

- 3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と紀南地方児童福祉施設組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び紀南地方児童福祉施設組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを紀南地方児童福祉施設組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と紀南地方児童福祉施設組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第847号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により新宮周辺広域市町村圏事務組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と新宮周辺広域市町村圏事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 新宮周辺広域市町村圏事務組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 新宮周辺広域市町村圏事務組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した新宮周辺広域市町村圏事務組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と新宮周辺広域市町村圏事務組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を新宮周辺広域市町村圏事務組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と新宮周辺広域市町村圏事務組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び新宮周辺広域市町村圏事務組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを新宮周辺広域市町村圏事務組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と新宮周辺広域市町村圏事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第848号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により御坊広域行政事務組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と御坊広域行政事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 御坊広域行政事務組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 御坊広域行政事務組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務

- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務
(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した御坊広域行政事務組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と御坊広域行政事務組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を御坊広域行政事務組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と御坊広域行政事務組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

(連絡会議)

第5条 和歌山県知事及び御坊広域行政事務組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

(条例等の制定及び改廃の場合の措置)

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを御坊広域行政事務組合管理者に通知するものとする。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と御坊広域行政事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

(決算の処理)

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第849号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により田辺周辺広域市町村圏組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と田辺周辺広域市町村圏組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

(委託)

第1条 田辺周辺広域市町村圏組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

(委託事務の範囲)

第2条 田辺周辺広域市町村圏組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した田辺周辺広域市町村圏組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と田辺周辺広域市町村圏組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を田辺周辺広域市町村圏組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と田辺周辺広域市町村圏組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び田辺周辺広域市町村圏組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを田辺周辺広域市町村圏組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と田辺周辺広域市町村圏組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第850号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により上大中清掃施設組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県と上大中清掃施設組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 上大中清掃施設組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 上大中清掃施設組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した上大中清掃施設組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

- 2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と上大中清掃施設組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を上大中清掃施設組合管理者に送付しなければならない。
- 3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と上大中清掃施設組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び上大中清掃施設組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを上大中清掃施設組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と上大中清掃施設組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第851号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により海南海草老人福祉施設事務組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と海南海草老人福祉施設事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 海南海草老人福祉施設事務組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 海南海草老人福祉施設事務組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した海南海草老人福祉施設事務組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と海南海草老人福祉施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を海南海草老人福祉施設事務組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と海南海草老人福祉施設事務組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び海南海草老人福祉施設事務組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを海南海草老人福祉施設事務組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と

海南海草老人福祉施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第852号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により有田郡老人福祉施設事務組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と有田郡老人福祉施設事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

- 第1条 有田郡老人福祉施設事務組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

- 第2条 有田郡老人福祉施設事務組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

- 第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

- 第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した有田郡老人福祉施設事務組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

- 2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と有田郡老人福祉施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を有田郡老人福祉施設事務組合管理者に送付しなければならない。

- 3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と有田郡老人福祉施設事務組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び有田郡老人福祉施設事務組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを有田郡老人福祉施設事務組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と有田郡老人福祉施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第853号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により那賀消防組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と那賀消防組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 那賀消防組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 那賀消防組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した那賀消防組合の

負担額を和歌山県に支払うものとする。

- 2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と那賀消防組合管理者が協議して定めるものとする。
この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を那賀消防組合管理者に送付しなければならない。

- 3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と那賀消防組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び那賀消防組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを那賀消防組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と那賀消防組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第854号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により那賀休日急患診療所経営事務組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と那賀休日急患診療所経営事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 那賀休日急患診療所経営事務組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 那賀休日急患診療所経営事務組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務

- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務
(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した那賀休日急患診療所経営事務組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と那賀休日急患診療所経営事務組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を那賀休日急患診療所経営事務組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と那賀休日急患診療所経営事務組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び那賀休日急患診療所経営事務組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを那賀休日急患診療所経営事務組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と那賀休日急患診療所経営事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第855号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により有田周辺広域圏事務組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と有田周辺広域圏事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 有田周辺広域圏事務組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 有田周辺広域圏事務組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した有田周辺広域圏事務組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と有田周辺広域圏事務組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を有田周辺広域圏事務組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と有田周辺広域圏事務組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び有田周辺広域圏事務組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを有田周辺広域圏事務組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と有田周辺広域圏事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第856号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により田辺市周辺衛生施設組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と田辺市周辺衛生施設組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 田辺市周辺衛生施設組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 田辺市周辺衛生施設組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した田辺市周辺衛生施設組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と田辺市周辺衛生施設組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を田辺市周辺衛生施設組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と田辺市周辺衛生施設組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び田辺市周辺衛生施設組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを田辺市周辺衛生施設組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と田辺市周辺衛生施設組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第857号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第858号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により富田川衛生施設組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と富田川衛生施設組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 富田川衛生施設組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 富田川衛生施設組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した富田川衛生施設組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と富田川衛生施設組管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を富田川衛生施設組管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と富田川衛生施設組管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び富田川衛生施設組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを富田川衛生施設組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と富田川衛生施設組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第859号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により海南海草環境衛生施設組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と海南海草環境衛生施設組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 海南海草環境衛生施設組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 海南海草環境衛生施設組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した海南海草環境衛生施設組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と海南海草環境衛生施設組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を海南海草環境衛生施設組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と海南海草環境衛生施設組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び海南海草環境衛生施設組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを海南海草環境衛生施設組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と海南海草環境衛生施設組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第860号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により伊都消防組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と伊都消防組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 伊都消防組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 伊都消防組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務

- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務
(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した伊都消防組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と伊都消防組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を伊都消防組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と伊都消防組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

(連絡会議)

第5条 和歌山県知事及び伊都消防組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

(条例等の制定及び改廃の場合の措置)

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを伊都消防組合管理者に通知するものとする。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と伊都消防組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

(決算の処理)

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第861号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により湯浅広川消防組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と湯浅広川消防組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

(委託)

第1条 湯浅広川消防組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

(委託事務の範囲)

第2条 湯浅広川消防組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務
（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した湯浅広川消防組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と湯浅広川消防組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を湯浅広川消防組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と湯浅広川消防組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び湯浅広川消防組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを湯浅広川消防組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と湯浅広川消防組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第862号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により五色台広域施設組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と五色台広域施設組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託

に関する規約

（委託）

第1条 五色台広域施設組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 五色台広域施設組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した五色台広域施設組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と五色台広域施設組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を五色台広域施設組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と五色台広域施設組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び五色台広域施設組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを五色台広域施設組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と五色台広域施設組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により日高広域消防事務組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と日高広域消防事務組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 日高広域消防事務組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 日高広域消防事務組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した日高広域消防事務組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と日高広域消防事務組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を日高広域消防事務組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と日高広域消防事務組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び日高広域消防事務組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを日高広域消防事務組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と日高広域消防事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第864号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により橋本周辺広域市町村圏組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と橋本周辺広域市町村圏組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 橋本周辺広域市町村圏組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 橋本周辺広域市町村圏組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した橋本周辺広域市町村圏組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と橋本周辺広域市町村圏組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を橋本周辺広域市町村圏組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と橋本周辺広域市町村圏組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び橋本周辺広域市町村圏組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを橋本周辺広域市町村圏組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と橋本周辺広域市町村圏組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第865号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により和歌山地方税回収機構から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と和歌山地方税回収機構との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 和歌山地方税回収機構は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 和歌山地方税回収機構は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した和歌山地方税回収機構の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と和歌山地方税回収機構管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を和歌山地方税回収機構管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と和歌山地方税回収機構管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び和歌山地方税回収機構管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを和歌山地方税回収機構管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と和歌山地方税回収機構管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第866号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により和歌山県後期高齢者医療広域連合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と和歌山県後期高齢者医療広域連合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 和歌山県後期高齢者医療広域連合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 和歌山県後期高齢者医療広域連合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- (1) 法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- (2) 法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その

他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した和歌山県後期高齢者医療広域連合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と和歌山県後期高齢者医療広域連合長が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を和歌山県後期高齢者医療広域連合長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と和歌山県後期高齢者医療広域連合長が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び和歌山県後期高齢者医療広域連合長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要があると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを和歌山県後期高齢者医療広域連合長に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と和歌山県後期高齢者医療広域連合長が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第867号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務

（2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務

- (3) 法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- (4) 法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- (5) 法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- (6) 法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- (7) 法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務
(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

和歌山県告示第868号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により紀の海広域施設組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と紀の海広域施設組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託

に関する規約

（委託）

第1条 紀の海広域施設組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 紀の海広域施設組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した紀の海広域施設組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と紀の海広域施設組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を紀の海広域施設組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と紀の海広域施設組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び紀の海広域施設組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを紀の海広域施設組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と紀の海広域施設組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務の委託を次の規約により紀南環境広域施設組合から受けた。

平成28年7月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と紀南環境広域施設組合との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 紀南環境広域施設組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 紀南環境広域施設組合は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

- （1）法第43条の規定による審査庁からの諮問の受理に関する事務
- （2）法第81条第3項において準用する法第74条の規定による調査に関する事務
- （3）法第81条第3項において準用する法第75条に規定する意見の陳述に関する事務
- （4）法第81条第3項において準用する法第76条に規定する主張書面等の提出に関する事務
- （5）法第81条第3項において準用する法第77条に規定する委員による調査手続に関する事務
- （6）法第81条第3項において準用する法第78条に規定する提出資料の閲覧等に関する事務
- （7）法第81条第3項において準用する法第79条に規定する答申書の送付等に関する事務
- （8）前各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る調査審議のために必要な事務

（管理及び執行の方法）

第3条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、実績に応じた負担割合により算定した紀南環境広域施設組合の負担額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と紀南環境広域施設組合管理者が協議して定めるものとする。この場合において、和歌山県知事は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を紀南環境広域施設組合管理者に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、和歌山県知事と紀南環境広域施設組合管理者が協議してその基本的な算出方法を定めるものとする。

（連絡会議）

第5条 和歌山県知事及び紀南環境広域施設組合管理者は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、いずれかが必要であると認める場合においては、連絡会議を開くことができるものとする。

（条例等の制定及び改廃の場合の措置）

第6条 和歌山県知事は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合においては、直ちにこれを紀南環境広域施設組合管理者に通知するものとする。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と紀南環境広域施設組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（決算の処理）

- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。